

独立行政法人海技教育機構

理事長 佐々 明 殿

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人海技教育機構（以下「法人」という。）の令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類（案）及び附属明細書）及び決算報告書について、監査を実施し、その方法及び結果をとりまとめたので、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、その他の職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに理事会に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、法人の主たる事務所（法人本部）及び従たる事務所（傘下の学校及び練習船）において、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。なお、法人には子法人に該当する法人は存在しない。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から会社計算規則131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

2. 監査の結果

- （1）法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- （2）内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- （3）役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- （4）財務諸表等について、会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる監査の方法、実施体制及び結果については相当であると認められ、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- （5）事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

令和8年 6月23日

独立行政法人海技教育機構

監 事 小林 健司

監 事 伊郷 亜子